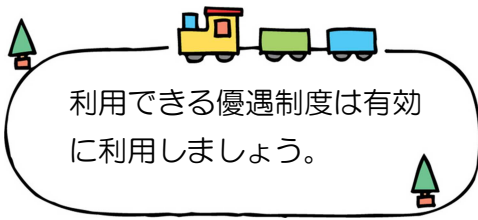


## V その他の制度について



### 1 JR 通勤定期の割引

児童扶養手当を受けている母子・父子家庭の方が JR を利用して通勤している場合は、通勤定期乗車券の購入金額から、さらに 3 割引になります。

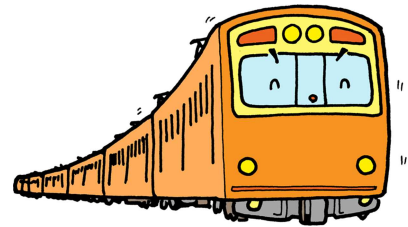
この制度を利用する場合は、子育て支援課で事前に特定資格証書の交付を受けてから、JR 窓口へ提出して購入してください。

ただし、JR 線に限ります。(バス等は該当しません。)

#### ◇申込み方法

次のものを添えて、子育て支援課子ども給付室(母子父子支援担当)へお申し込みください。

- (1) 利用する方の写真(4cm×3cm)
- (2) 児童扶養手当証書
- (3) 印鑑



### 2 税の軽減

所得税・住民税についてひとり親家庭の母、父及び寡婦の方は、一般の基礎控除・扶養控除のほかに、申告によりひとり親控除・寡婦控除の適用が受けられる場合があります。

	所得税	住民税
ひとり親控除額	35万円	30万円
寡婦控除額	27万円	26万円

ひとり親控除の対象となるのは、次のいずれにも該当する方をいいます。

- (1) ひとり親 {死別(生死不明)、離婚した後再婚していない、未婚} で、総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子を有する方。
- (2) 合計所得金額が500万円以下の方
- (3) 住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」等の記載がない方。

寡婦控除の対象となるのは、「ひとり親控除」に該当せず、住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」等の記載がなく、合計所得金額が500万円以下で、次のいずれかに該当する方をいいます。

- (1) 夫と離婚した後再婚していない方で、合計所得金額が48万円以下の生計を一にする扶養親族を有する方
- (2) 夫と死別した後再婚していない方や夫が生死不明などの方

### 3 福祉定期預貯金

児童扶養手当を受けているひとり親家庭の方は、一般の定期預金金利に比べて金利が有効に設定されている定期預貯金を利用できます。

詳しくは、銀行、郵便局へお問い合わせください。